

第4次 第1回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会 次第

日時：令和6年3月7日（木）14:00～16:00

場所：兵庫県生田庁舎3階 A会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

(1) 「受動喫煙の防止等に関する条例」について（資料1）

(2) 条例改正後の受動喫煙防止対策等について（資料2）

4 協 議

(1) 第4次検討委員会 検討の方向性と今後の検討スケジュールについて（資料3）

5 意見交換

6 閉 会

【配布資料】

資料1 「受動喫煙の防止等に関する条例」について・・・P1～

- ・資料1-1 「受動喫煙の防止等に関する条例」の概要
- ・資料1-2 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例と健康増進法との比較
- ・資料1-3 国・他都道府県の動向

資料2 条例改正後の受動喫煙防止対策等について・・・P8～

- ・資料2-1 「受動喫煙の防止等に関する条例」改正後の主な取組
- ・資料2-2 喫煙率等の推移について（全国・県）
- ・資料2-3 「受動喫煙の防止等に関する条例」に関する意識調査結果（概要）
（令和5年度実施 県民モニター調査による）
- ・資料2-4 令和5年度「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査実施結果（概要）

資料3 第4次検討委員会 検討の方向性と今後の検討スケジュールについて・・・P32～

【参考資料】

参考資料1 「受動喫煙の防止等に関する条例」全文

参考資料2 「受動喫煙の防止等に関する条例施行規則」全文

参考資料3 「受動喫煙の防止等に関する条例実施要領」全文

参考資料4 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置について

参考資料5 健康づくり審議会規則

参考資料6 健康づくり審議会運営規程

参考資料7 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の委員の代理出席に関する要領

参考資料8 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会傍聴要領

参考資料9 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の会議の傍聴について

参考資料10 各調査実施要領等

- ・参考資料10-1 令和5年度県民モニター調査「受動喫煙対策について」
- ・参考資料10-2 第2回県民モニターアンケート「受動喫煙対策について」の調査結果
- ・参考資料10-3 令和5年度兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査実施要領

「受動喫煙の防止等に関する条例」の概要

1 前回（第3次）検討委員会終了後の経過

時期	内容
R4. 3. 24	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 提出 委員会（第3次）の検討結果について知事へ報告
R4～R5	<p>第3次検討委員会の検討結果に基づく主な対応</p> <p>（1）コロナ禍における受動喫煙対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務時の喫煙に対する注意喚起に係る記事を県民だよりひょうご（R4. 3月号）に掲載 ・マンションや戸建て住宅向けに喫煙の配慮を依頼するポスターを作成 ・感染リスクが高まる喫煙所に対する感染拡大防止ガイドラインを作成 <p>（2）妊婦の受動喫煙等に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦及びパートナー向けに喫煙や受動喫煙の健康影響を啓発する動画と動画紹介チラシを作成 <p>（3）周知啓発等の広報活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと保護者向けに受動喫煙防止の啓発動画を作成し、映画館でスクリーン広告として上映 ・小中学生向け喫煙防止啓発動画を作成し、Youtube「ひょうごチャンネル」において発信（予定） ・条例に関するQ&Aの改訂 ・条例リーフレットの改訂 ・飲食店向け条例啓発リーフレットの作成 <p>（4）兵庫県に対する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎の屋外喫煙区域を廃止のうえ敷地内全面禁煙化 ・県職員は勤務時間中禁煙 ・庁舎内でのたばこの販売を中止
R6. 3～	<p>兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の開催（第4次）</p> <p>前回の見直しから3年が経過することから、附則（※）に基づく見直しを行うため、委員会を開催</p>

（※）同条例 附則 4（抜粋）

この条例の施行の日（H25. 4. 1）から5年を経過した日（H30. 4. 1）から起算して3年を経過（R3. 4. 1、R6. 4. 1…）するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 令和5年度以降の取組

以下の項目を踏まえ、検討委員会で今後の受動喫煙防止対策等を検討

- ・条例に基づく受動喫煙防止対策の実態と評価
- ・厚労省による改正健康増進法の見直し検討状況（R7. 4に見直し検討見込み）

3 条例の概要（主なものを抜粋。全文は「参考資料1」参照）

(1) 目的（前文）

受動喫煙を防止するための措置等を定め、未成年者及び妊婦はじめ県民の健康で快適な生活の維持を図る。

(2) 定義（第1条）

「受動喫煙」とは、人が他人の煙（人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱させることにより煙（蒸気を含む）を発生させることをいう）によりたばこから発生した煙にさらされること。

(3) 基本理念（第2条）

ア 以下の認識を県民等が共有すること。

①たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであること。

②とりわけ20歳未満の者と妊娠中の者をたばこの煙にさらされることから保護することが重要であること。

③たばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあること。

イ 県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備すること。

(4) 責務等（第3条～第8条）

県民、未成年者の保護者、事業者及び施設管理者、市町、県それぞれの責務等を規定

(5) 施設管理者が講ずべき措置等（第9条～第13条）

ア 施設の態様ごとに規制内容（必要な対応）を規定

主な対象施設の区分	必要な措置
幼稚園、保育所、小・中・高校等	敷地内禁煙（敷地の周囲も喫煙を制限） ※原則、屋外喫煙場所も設置不可だが、利用形態を考慮した例外規定を設ける （精神病床を有する病院及び診療所において施設管理者が治療のために必要と認めた場合）
病院、診療所、助産所、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等	
大学、専修学校等、薬局、介護老人保健施設等	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
官公庁施設	

物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、社会福祉施設など多数の利用が見込まれる施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）
飲食店	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は、喫煙が可能 ・令和2年4月1日時点で存する飲食店 ・客席面積が100㎡以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には子ども及び妊婦の立入禁止を表示
観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園 等	建物内禁煙（喫煙室設置可） 敷地(建物外)禁煙（屋外喫煙場所設置可）

イ その他規制区域外での取組

建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、規制対象外の場所であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

ウ 喫煙の制限

対象施設における喫煙の禁止、施設管理者に対し禁煙区域での喫煙の中止、又は禁煙区域からの退出を求めることの義務づけ

(6) 幼稚園、保育所、小・中・高、病院等は敷地の周囲の喫煙を制限（第14条）

20歳未満の者及び妊婦の利用が多い施設については、敷地の周囲を含めて規制対象とした。

(7) 20歳未満の者等の受動喫煙の防止（第19条）

20歳未満の者及び妊婦の受動喫煙を防止するため、居宅等の私的（プライベート）空間も規制対象とした。

(8) 妊婦の喫煙の禁止（第20条）

妊婦は、喫煙をしてはならないことを規定

(9) 過料（第24条～第25条）

条例の実効性担保のため、違反した施設管理者及び喫煙者への過料を規定

【参考】これまでの「受動喫煙の防止等に関する条例」の経過

時期	内 容
H16. 3	兵庫県受動喫煙防止対策指針の策定 【主な施設ごとの目標設定(目標年次：H22年度)】 官公庁：17年度までに敷地内または建物内禁煙100% 教育機関：17年度までに敷地内禁煙100% 飲食店：22年度までに敷地内禁煙、建物内禁煙又は完全分煙100% 等
17. 2. 27	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」発効
22. 4. 1	「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」施行
22. 6 ～ 23. 6	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置（第1次） 22年度末での指針の目標達成が困難な状況を受け、実効性のある受動喫煙防止対策を検討（計9回）
23. 7. 29	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 提出
24. 3	「受動喫煙の防止等に関する条例」可決・公布 (H24. 3. 19 可決 H24. 3. 21 公布)
24. 4. 1	喫煙室設置等に対する助成の実施（分煙設備整備事業補助） 客室面積100㎡超の飲食店等の施設管理者に分煙措置を義務づけることにより、新たな設備の設置が必要となる場合があることから、改修経費の一部を助成
25. 4. 1	条例施行① 官公庁、病院、学校等の公共性が高い施設(別表1～8)について適用開始
25. 10. 1	①の施設に対する罰則規定の適用開始
26. 4. 1	条例施行② 残る別表9～37の施設について適用開始
26. 10. 1	②の施設に対する罰則規定の適用開始
28. 3. 31	喫煙室設置等に対する助成終了（27年度まで）
29. 7 ～ 30. 11	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置（第2次） 30年度で条例施行から5年が経過することから、附則に基づく見直しを委員会において検討（計6回）
30. 12. 14	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 提出
31. 3	「受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例」可決・公布 (H31. 3. 18 可決 H31. 3. 19 公布)
R1. 7. 1	条例施行① 一部適用（改正健康増進法の一部適用開始） (主なもの) 20歳未満の方と妊婦の方を受動喫煙から守ることを規定 保育所、幼稚園、小中高などの公共性の高い施設(別表1～6)への適用 喫煙環境の表示(建物内を禁煙とする施設)
2. 4. 1	条例施行② 前面適用（改正健康増進法の全部適用開始） (主なもの) その他対象施設(別表7～35)への適用
3. 7 ～ 3. 12	兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の設置（第3次） 前回の見直しから3年が経過したことから、附則に基づく見直しを委員会において検討（計6回(ワーキンググループによる検討4回含む)）

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例と健康増進法との比較

1 施設毎の規制内容比較

対象施設の区分	県条例	健康増進法
幼稚園、保育所、小・中・高校等	敷地内禁煙（敷地の周囲も喫煙を制限） ※原則、屋外喫煙場所も設置不可	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
病院、診療所、助産所、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等		
大学、専修学校、薬局、介護老人保健施設等	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）	同左
官公庁施設	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可） （行政、立法、司法機関の庁舎）	行政機関の庁舎： 敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）
		それ以外： 建物内禁煙（喫煙専用室設置可）
物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、社会福祉施設など多数の方が利用する施設	建物内禁煙（喫煙室設置可）	同左
飲食店	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は、喫煙店舗とすることが可能 ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が 100 m ² 以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には 20 歳未満の者及び妊婦の立入禁止を表示	建物内禁煙（喫煙室設置可） ※ただし、次の全ての要件を満たす飲食店は、喫煙店舗とすることが可能 ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が 100 m ² 以下 ・個人又は中小企業 ・喫煙区域には 20 歳未満の者の立入禁止を表示
観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園 等	建物内禁煙（喫煙室設置可） 敷地（建物外）禁煙（屋外喫煙場所設置可）	建物内禁煙（喫煙専用室設置可）

2 加熱式たばこの取り扱い

区分	県条例	健康増進法
全対象施設	加熱式たばこは、紙巻きたばこと同様の取り扱い （「指定たばこ室」の設置認めず）	当分の間の措置として「指定たばこ室」の設置を認め、同所では飲食しながらの喫煙も可

3 喫煙環境表示

区分	県条例	健康増進法
建物内全面禁煙施設	飲食店は「禁煙」表示義務あり	表示義務なし
建物内に喫煙場所を設ける施設	施設と喫煙場所の入口に表示が必要 ＜施設の入口＞ ① 施設内に喫煙区域があること ② ①以外の場所は喫煙禁止 ＜喫煙場所の入口＞ ① この場所が喫煙区域であること ② 20 歳未満の者と妊婦は立入禁止	施設と喫煙場所の入口に表示が必要 ＜施設の入口＞ ① 施設内に喫煙区域があること ② ①以外の場所は喫煙禁止 ＜喫煙場所の入口＞ ① この場所が喫煙区域であること ② 20 歳未満の者は立入禁止

4 その他規制区域外での取組

区分	県条例	健康増進法
施設管理者	建物等への出入り、自動車の乗降、待合 いなど人が相互に近接して利用する場 所では、吸殻入れ等を設置しないなど 必要な措置を講じなければならない	多数の者が利用する施設では、喫煙場 所を定める際には、望まない受動喫煙 を生じさせることがない場所とするよ う配慮しなければならない

5 20歳未満の者と妊婦への取組

区分	県条例	健康増進法
20歳未満の者と妊婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の者及び妊婦と同室する住 宅居室内や同乗する自動車内での喫 煙禁止※ ・ 20歳未満の者及び妊婦の喫煙区域へ の立入禁止 ・ 妊婦の喫煙禁止 	20歳未満の者の喫煙区域への立入禁止

※ 他に、喫煙が禁止される場所として、「①通学時間帯における通学路、②祭礼、縁日その他の多数の者の集合
する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲」を規則で規定。

6 罰則等

区分	県条例	健康増進法
喫煙者 ・ 喫煙禁止区域での 喫煙	条例の上乗せ部分の違反については、 法とは別に過料あり	過料あり
施設管理者 ・ 受動喫煙防止区域で の措置違反 ・ 立入検査への対応		

国・他都道府県の動向

1 国・健康増進法の一部を改正する法律について

(1) 施行状況

2018(平成30)年7月	公布
2019(平成31)年1月	一部施行① 国及び地方公共団体の責務等
2019(令和元)年7月	一部施行② 第1種施設(学校・病院・児童福祉施設、 行政機関等)の敷地内禁煙 ※特定屋外喫煙場所の設置は可
2020(令和2)年4月	全面施行 第2種施設(上記以外の施設)原則屋内禁煙

(2) 今後の検討(同法附則より)

「(検討)

第8条 法律の施行後5年を経過した場合(※)において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

(※) 2025(令和7)年4月

2 他都道府県の動向

14 都道府県が受動喫煙防止対策の条例を制定(2024年(令和6)年1月時点)。うち、東京都、大阪府の同条例と国・健康増進法との主な違いは以下のとおり。

(1) 東京都の受動喫煙防止条例(2019(平成31)年1月1日から順次施行)

- ・2019(令和元)年9月1日より、飲食店は従業員(同居の親族、家事使用人は除く)がいない施設のみ喫煙を選択することが可能。
- ・2019(令和元)年9月1日より、学校と保育所の敷地内禁煙については、「屋外の喫煙場所を設置しないように努める」との努力義務あり。

(2) 大阪府の受動喫煙防止条例(2019(令和1)年7月1日から順次施行)

- ・2022(令和4)年4月より、「従業員を雇用する飲食店は、客席面積にかかわらず、原則として屋内禁煙に努める」との努力義務あり。
- ・2025(令和7)年4月より、客席面積が30㎡を超える飲食店は、喫煙専用室以外での喫煙禁止。

「受動喫煙の防止等に関する条例」改正後の主な取組 (たばこ対策事業 (平成30年度～令和5年度))

1 県民等への普及啓発

(1) 表示用ステッカーの作成・配布 (令和1年度～)

受動喫煙の防止等に関する条例の改正に際して、施設管理者が講じた受動喫煙防止措置に応じた表示をしていただくため、「禁煙」、「喫煙区域」、「喫煙区域あり」、「喫煙可能」等の表示用ステッカー(4枚綴り)を作成し、配付している。



(2) 条例改正を踏まえた各種広報啓発

ア 受動喫煙の防止等に関する条例についての普及パンフレットの作成 (平成31年度)

施設管理者、県民に改正内容について周知を図るとともに、受動喫煙の害についての普及を図るため、「大切なあなたをたばこの煙から守りたいから」を作成。20歳未満の者や妊婦をはじめとする県民の受動喫煙の防止への取組の促進を図った。

イ 受動喫煙対策に関するリーフレットの作成 (令和4年度～)

上記アのパンフレットを改訂し、条例の規制内容や喫煙区域の設置要件等について簡潔にまとめ、施設管理者、県民に啓発を図っている。

ウ 啓発ポスターの作成（令和1年度）

施設管理者や県民に向けて、条例内容の普及啓発を図るため一般県民が、利用する施設で目に留まりやすいアイキャッチなポスターを作成し、条例遵守の促進を行った。



エ マンション・戸建て住宅向けの受動喫煙防止ポスターの作成（令和3年度）

集合住宅のベランダや戸建て住宅の庭先等での喫煙による、意図しない受動喫煙を防止するため、喫煙者に配慮を促すポスターを作成し、不動産関連団体等に配付している。



オ 子どもと保護者に対する受動喫煙防止に向けた啓発（令和4年度）

飲食店やプライベート空間での意図しない受動喫煙の防止に向けて、子どもと保護者の方を対象とした啓発動画を作成し、映画館でスクリーン広告として上映した。



(3) その他普及啓発（平成24年度～）

県内のイベントや大会等の不特定多数の人が集まる場所を利用して、チラシの配布を行うなど繰り返し啓発を行い、県民が日常の中で受動喫煙対策について触れる機会を多く作ることで、「公共の場所では喫煙をしない」という県民意識の醸成を図っている。

【実施回数・周知人数】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施回数	2,189回	1,501回	1,455回	132回	103回
周知人数	336,970人	334,486人	211,707人	16,300人	19,771人

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
実施回数	116回	111回	138回	71回	89回
周知人数	17,321人	17,252人	23,266人	6,492人	5,823人

区 分	R4年度	累計
実施回数	90回	5,995回
周知人数	6,392人	995,780人

2 喫煙防止・禁煙支援等の推進

(1) 喫煙防止教育の実施（平成24年度～）

未成年者がたばこから自分の身を守ることができるよう、市町組合教育委員会と連携し、小・中学生及びその保護者等に対し、喫煙防止教室を開催している。



【実施回数・参加者数】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施回数	74回	79回	54回	46回	33回
参加者数	5,710人	7,013人	4,334人	2,831人	3,607人

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
実施回数	38回	19回	19回	8回	2回
参加者数	3,134人	2,326人	1,602人	367人	156人

区 分	R4年度	累計
実施回数	7回	379回
参加者数	115人	31,195人

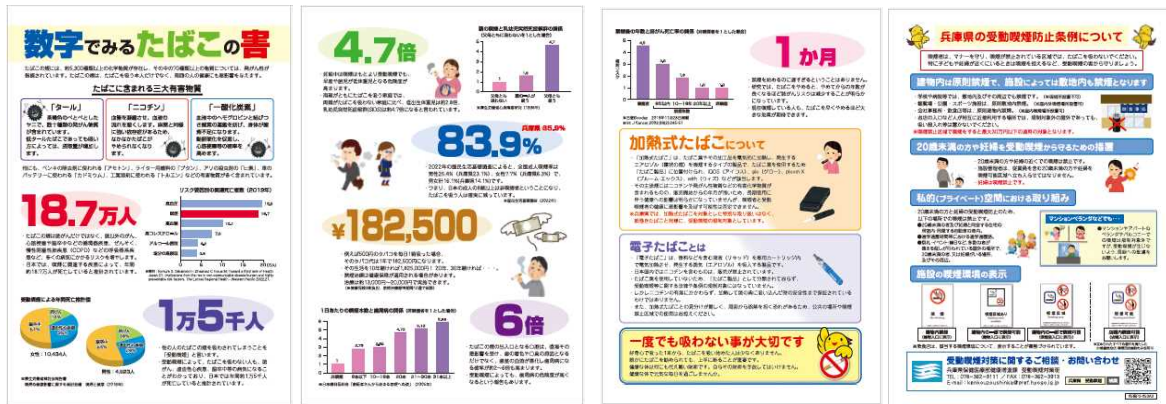
(2) 子ども向け喫煙防止リーフレットの作成・配付（平成24年度～）

喫煙は開始年齢が若いほど習慣化しやすく、がんの罹患率も高くなる。子どもにたばこの健康被害を啓発するため、喫煙防止リーフレット「たばこのこと知ってる？」を作成。平成27年度からは、県・市町教育委員会の協力を得て、県内小学5年生全員に配付している。



(3) 喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及（平成26年度～）

大学生の喫煙率は、学年を経る毎に上昇し、特に20歳を境に増加が著しくなる傾向があるため、喫煙を開始する前に健康影響に関する十分な知識が持てるよう、啓発用リーフレット「数字でみる たばこの害」を作成。平成28年度からは、県内の大学等と連携して、新入生等に配付している。



(4) 喫煙防止PR動画による啓発（令和1年度～）

高校生等の若年世代に向け、喫煙が及ぼす健康影響について啓発する動画を作成し、インターネット動画サイトにおいて発信するとともに、PRチラシを作成し、県内高校の2年生全員に配付した。



(5) 妊婦及びパートナー向け喫煙防止PR動画による啓発（令和4年度～）

妊婦及びパートナーなど妊婦の周囲に対して、喫煙・受動喫煙の健康影響を啓発する動画を作成し、インターネット動画サイトにおいて発信するとともに、PRチラシを作成し、産婦人科医院等に配付している。



(6) 小中学生向け喫煙防止啓発動画による啓発（令和5年度～）

学校での喫煙防止教育に活用できる教材として、小学校高学年から中学生向けの啓発動画を作成し、インターネット動画サイトにおいて発信する予定(R6.3完成見込み)。

(7) WHO世界禁煙デー及び禁煙週間の普及啓発（平成24年度～）

県庁舎等（多くの職員及び来所者の目に触れる場所）へのポスター掲示や、ちらしの配布、庁内放送等、様々な機会をとらえ、禁煙支援及び受動喫煙防止のための普及啓発を実施している。

〔時期〕世界禁煙デー：5月31日
禁煙週間：5月31日～6月6日
禁煙の日：毎月22日



3 喫煙室設置等に対する支援（令和1年度～）

受動喫煙防止のための店舗内の禁煙化や喫煙室の設置などを行う資金調達の支援を行っている（令和4年度から「受動喫煙対策整備貸付」が「設備投資促進貸付」に統合。県産業労働部所管）。

<制度の概要>

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で事業を営む者 ・新製品の生産、新規事業への進出のため、機械・設備の新設・増設を行う者 ・事業の効率化や改善・継続のため、老朽化した機械や車両の買替等、既存設備を更新しようとする者 等
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・設備資金及び設備投資に伴う運転資金
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> 【限度額】3億円 【利率】1.10%（固定利率） 【期間】10年以内（うち措置2年以内） 【担保・保証人】信用協会又は金融機関の定めることによる（第三者保証人不要） 【信用保証】必要に応じて保証を付ける

4 相談指導体制の充実

(1) 相談窓口の設置（平成24年度～）

本庁健康増進課に相談員を配置し、条例内容の普及啓発や県民等からの相談への対応、遵守されていない施設に関する県民からの通報に基づく訪問指導等を行っている。

なお、条例改正に伴う対象施設からの相談件数の増加に対応するため、平成31年度からは2名を配置している。

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
件数	4,639	5,129	894	278	257	243	318

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
件数	1,596	1,239	654	581

(2) 保健所設置市への権限委譲（令和1年～）

健康増進法の一部改正により、受動喫煙の防止等について、保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市）が必要な指導及び助言等の業務を行うこととされたことを受け、条例に関する指導及び助言に関する事務等についても、保健所設置市へ権限を移譲し、法と一体的に業務を行うこととした。

5 現状調査の実施

(1) 条例の規制対象施設への実態調査（令和2年度、5年度）

小・中・高、保育所、商業施設、飲食店などの条例の規制対象施設を対象に、受動喫煙防止条例の認知度や受動喫煙対策の遵守状況等に関する実態調査を実施した。

(2) 県民モニターへのアンケート調査（令和2年度、5年度）

県民モニターを対象に、喫煙状況や、受動喫煙防止条例の認知度、加熱式たばこへの意識などに関するアンケート調査を実施した。

喫煙率等の推移について（全国・県）

(1) 成人喫煙率

①兵庫県実施調査

(単位：%)

区 分	H11年	H16年	H18年	H23年	H27年	H28年	R3年	
兵 庫 県	男 性	48.9	36.5	33.8	25.8	26.2	24.8	23.7
	女 性	11.5	8.5	8.8	5.8	6.6	7.1	4.0
計	28.6	21.0	20.3	14.4	14.6	14.2	12.4	

* 本県データは、平成11年及び16年は「県民の健康づくり調査」、平成18年及び27年は「県民意識調査」、平成23年、28年、令和3年は「健康づくり実態調査」

* 平成18・27・28年、令和3年は、たばこを「毎日吸っている」又は「ときどき吸う日がある」と回答した者の割合。

* 平成11・16・23年は、「現在習慣的に喫煙している人」(※)の割合。

(※) これまでに「合計100本以上、または6ヶ月以上吸っている(吸っていた)」人で、現在(この1ヶ月間)「毎日吸う」、「ときどき吸う」人。

②厚生労働省実施調査

ア 国民健康・栄養調査（喫煙状況を毎年調査）

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で調査中止

(単位：%)

区 分	H11年	H16年	H18年	H22年	H23年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	
全 国	男性	49.2	43.3	39.9	32.2	32.4	32.2	32.2	30.1	30.2	29.4	29.0	27.1
	女性	10.3	12.0	10.0	8.4	9.7	8.2	8.5	7.9	8.2	7.2	8.1	7.6
	計	26.2	26.4	23.8	19.5	20.1	19.3	19.6	18.2	18.3	17.7	17.8	16.7

* 喫煙率は、「現在習慣的に喫煙している者」の割合で、「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。

* 平成23年は、これまでたばこを習慣的に吸っていたことのある者のうち、「この1か月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者。

* 平成16・18・22年は、合計100本以上又は6か月以上たばこを吸っている(吸っていた)者のうち、「この1か月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者。

* 平成11年は、『現在喫煙している』と回答した者の割合。

イ 国民生活基礎調査（喫煙状況を3年に1度調査）

(単位：%)

区 分	H13年	H16年	H19年	H22年	H25年	H28年	R1年	R4年	
全 国	男 性	48.4	44.9	39.7	33.1	33.7	31.1	28.8	25.4
	女 性	14.0	13.5	12.7	10.4	10.7	9.5	8.8	7.7
	計	30.5	28.5	25.6	21.2	21.6	19.8	18.3	16.1
兵 庫 県	男 性	47.7	43.8	38.0	31.3	31.2	31.0	25.7	23.1
	女 性	11.5	11.5	10.5	8.2	8.7	8.3	6.7	6.3
	計	28.5	26.5	23.3	19.0	19.2	18.9	15.6	14.1

* 喫煙率の定義は、たばこを「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した者の割合。

(2) 妊娠中の妊婦の喫煙率

①母子保健調査（3、4ヶ月児健診時に、妊娠中当時の喫煙について回答）

(単位：%)

区 分	H25年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
全 国	3.8	3.4	2.9	2.7	2.4	2.2	2.0	1.9
兵 庫 県	2.9	3.0	4.1	2.6	2.3	3.9	2.0	1.9

(3) 育児期間中の両親の喫煙率

①母子保健調査

(単位：%)

区 分		H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	
全 国	父 親	3、4ヶ月児健診	40.3	37.8	37.0	35.0	35.9	32.0	30.6
		1歳6ヶ月児健診	40.7	38.6	38.0	36.1	36.7	33.3	31.8
		3歳児健診	40.7	38.9	38.0	36.2	37.0	33.9	31.8
		計	40.6	38.4	37.7	35.8	36.5	33.1	31.4
	母 親	3、4ヶ月児健診	4.7	4.0	3.8	3.5	3.6	3.6	3.5
		1歳6ヶ月児健診	7.7	7.2	7.0	6.4	6.1	6.0	5.8
		3歳児健診	9.4	8.7	8.5	7.9	7.9	7.1	6.6
		計	7.3	6.6	6.4	5.9	5.8	5.6	5.3
兵 庫 県	父 親	3、4ヶ月児健診	36.0	36.0	33.9	33.1	32.5	30.3	29.5
		1歳6ヶ月児健診	35.6	35.9	33.6	33.0	32.4	30.9	29.5
		3歳児健診	35.7	34.8	33.5	32.5	32.3	30.0	29.5
		計	35.8	35.6	33.7	32.9	32.4	30.4	29.5
	母 親	3、4ヶ月児健診	4.0	4.9	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6
		1歳6ヶ月児健診	6.0	6.9	5.3	5.3	5.8	5.7	4.8
		3歳児健診	7.4	6.9	6.6	7.1	6.9	5.9	5.8
		計	5.8	6.2	5.2	5.3	5.4	5.0	4.7

(4) 未成年者の喫煙率

①兵庫県中学生・高校生の健康づくり実態調査

(単位：%)

区 分		H23年	H28年	R3年	
兵 庫 県	中学1年生	男 子	0.7	0.0	0.0
		女 子	0.0	0.1	0.0
	中学3年生	男 子	0.4	0.2	0.0
		女 子	0.5	0.0	0.0
	高校3年生	男 子	1.7	2.0	0.0
		女 子	1.9	3.1	0.0

* 平成23年は、調査前30日間に1回でも喫煙した者の割合

* 平成28年は、「ときどきたばこを吸っている」又は「習慣的にたばこを吸っている」と回答した者の割合

* 令和3年は、「たばこを吸いますか」の問いに回答した者の割合

②厚生労働科学研究

(単位：%)

区 分		H8年	H16年	H20年	H22年	H24年	H26年	H29年	
全 国	中学1年生	男 子	7.5	3.2	1.5	1.6	1.2	1.0	0.4
		女 子	3.8	2.4	1.1	0.9	0.8	0.3	0.4
	高校3年生	男 子	36.9	21.7	12.8	8.6	5.6	4.6	3.0
		女 子	15.6	9.7	5.3	3.8	2.5	1.5	1.4

- * 調査前30日間に1回でも喫煙した者の割合
- * H8年度「未成年者の喫煙行動に関する全国調査」(荻輪眞澄班)
- * H16年度「未成年者の喫煙及び飲酒行動に関する全国調査研究」(林謙治班)
- * H20・22年度「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」(大井田隆班)
- * H29年度厚生労働省科学研究(尾崎班)
- * 厚生労働省HP 健康日本21(第二次)分析評価事業

(5) 受動喫煙の有無

①兵庫県健康づくり実態調査

(単位：%)

区 分		H23年			H28年			R3年		
		男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
兵 庫 県	職 場	46.4	19.3	30.9	38.8	15.6	24.8	31.6	11.9	20.5
	飲 食 店	51.3	38.4	43.9	48.1	37.8	42.0	19.9	11.6	15.2
	ゲームセンター、競馬場	13.9	3.2	7.8	10.6	3.0	6.0	5.6	0.6	2.8
	行政機関	11.0	10.7	10.8	6.1	3.2	4.5	5.8	3.7	4.6
	医療機関				5.1	4.4	4.6	6.9	4.6	5.6
	公共交通機関	17.6	23.0	20.6	13.4	16.7	15.3	4.1	4.5	4.3
	家 庭	15.3	24.0	20.2	11.2	19.4	16.0	5.4	10.8	8.5

- * 調査前1ヶ月間に受動喫煙を1回でも経験した人の割合
- * H23年調査は行政機関と医療機関を同じ選択肢に含めて実施している

②国民健康・栄養調査

(単位：%)

区 分		H23年	H25年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
全 国	職 場	28.5	25.8	25.5	26.1	24.8	22.4	21.5
	飲 食 店	33.6	35.2	30.9	32.1	33.5	28.1	22.2
	遊 技 場	11.4	10.9	10.5	10.7	10.1	9.0	8.6
	行政機関	3.1	3.9	2.9	3.4	3.7	2.9	1.9
	医療機関	3.8	4.3	2.4	4.0	4.8	3.5	2.2
	学 校	1.0	1.3	0.9	1.1	0.7	0.8	0.8
	公共交通機関	—	6.5	6.2	6.6	7.1	5.8	4.7
	家 庭	22.2	20.6	18.9	18.4	17.1	15.1	15.2
	路 上	—	28.2	26.6	26.2	28.2	26.5	24.0
	子供が利用する屋外の空間（公園、通学路など）	—	6.4	6.0	5.9	6.4	5.3	4.5

* 調査前1ヶ月間に受動喫煙を1回でも経験した人の割合

* H23年調査では公共交通機関、路上、子供が利用する屋外の空間についての選択肢を設けていない

【参考】兵庫県内のたばこ税収入

兵庫県

(単位：億円、億本)

区分/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県たばこ税	59.0	58.1	56.7	53.2	52.3	52.6	50.8	54.1	56.9	55.9 (当初)
市町たばこ税	361.5	355.5	344.9	325.5	320.0	310.9	—	—	—	
販売本数	70	69	67	62	62	57	56	55	53	

全国（日本たばこ協会調べ）

販売本数	1,793 (消費税増税)	1,833	1,680	1,455	1,300	1,181	988	937	926	
前年度比	91.0%	102.2%	91.7%	86.6%	89.3%	90.8%	83.7%	94.8%	98.9%	

(R1年度市町別たばこ税収額)

(単位：百万円)

市町名	たばこ税収額	市町名	たばこ税収額	市町名	たばこ税収額
神戸市	8,920	高砂市	550	猪名川町	130
姫路市	3,600	川西市	620	多可町	89
尼崎市	3,260	小野市	260	稲美町	160
明石市	1,540	三田市	460	播磨町	170
西宮市	2,070	加西市	250	市川町	35
洲本市	260	丹波篠山市	230	福崎町	140
芦屋市	260	養父市	110	神河町	53
伊丹市	1,180	丹波市	360	太子町	200
相生市	170	南あわじ市	300	上郡町	91
豊岡市	510	朝来市	190	佐用町	84
加古川市	1,540	淡路市	280	香美町	79
赤穂市	290	宍粟市	250	新温泉町	65
西脇市	250	加東市	270	町計	1,296
宝塚市	850	たつの市	470	市町合計	31,086
三木市	490	市計	29,790		

「受動喫煙の防止等に関する条例」に関する意識調査結果（概要）
 （令和5年度実施 県民モニター調査による）

1 調査概要

(1) 調査対象者：県民モニター（※）2,407人

※県民モニターとは、兵庫県内にお住まい又は在勤・在学されており、県政に関心をお持ちの18歳以上の方で登録いただいた方。

(2) 回答者数：1,779人（回答率73.9%）

(3) 調査期間：令和5年7月7日（金）～7月17日（月）[11日間]

※前回調査：令和2年11月5日（月）～11月19日（木）

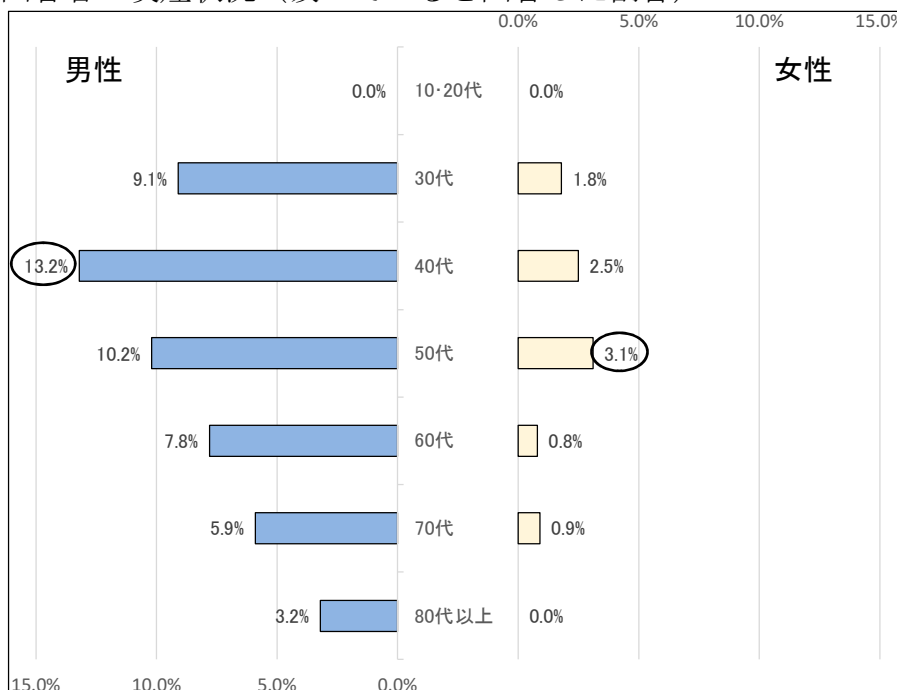
令和2年12月3日（木）～12月11日（金）[計24日間]

(4) 調査方法：県ホームページ上のアンケートフォームに入力

●対象者及び回答者属性

		対象者	回答者	回答率
総数		2,407	1,779	73.9%
性別	男性	1,063	815	76.7%
	女性	1,339	960	71.7%
	不明	5	4	80.0%
年代別	10～20代	86	46	53.5%
	30代	237	144	60.8%
	40代	433	294	67.9%
	50代	531	398	75.0%
	60代	537	430	80.1%
	70代以上	583	467	80.1%

●回答者の喫煙状況（吸っていると回答した割合）



項目	概要					
	<ul style="list-style-type: none"> 9割を超える人(95.5%)が紙巻きたばこ及び加熱式たばこも吸っておらず、R2県民モニターアンケート(以下「前回調査」)(95.4%)と同程度であった。 加熱式たばこを吸っている(紙巻きたばこと併用含む)人の割合は男性が3.1%、女性が1.1%となっている。 					
		紙巻きたばこを吸っている	加熱式たばこを吸っている	両方吸っている	以前は吸っていたが今は吸っていない	もともと吸わない
たばこを吸うか	今回調査	2.5%	1.5%	0.6%	28.3%	67.2%
	前回調査	3.1%	1.0%	0.5%	31.4%	64.0%
喫煙状況						
	<ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙に「あった」は前回調査から5.4ポイント増加し、42.2%となっている。 受動喫煙にあった場所は、「歩きたばこ等の路上」(29.2%)が最も高く、次いで「飲食店」(18.2%)、「コンビニ等多数の人が利用する施設の出入口付近」(11.5%)となっている。なお、これらは前回調査時の順番と同一である。 					
改正受動喫煙防止条例施行後の状況						

項目	概要												
加熱式たばこの健康への影響	<ul style="list-style-type: none"> 加熱式たばこの健康への影響について、「影響がある」と考えている人は前回調査から16.3ポイント増加し、67.8%となっている。「加熱式たばこを吸っている」人の65.4%が紙巻きたばこより健康への影響が少ないと考えている。 たばこを吸っている人の方が、吸っていない人より「健康への影響はない」と考える割合が高い。 												
	項目		紙巻きたばこと同じくらい	紙巻きたばこより少ない	影響はない	わからない							
	加熱式たばこの健康影響	今回調査	31.9%	35.9%	2.5%	29.7%							
		前回調査	24.6%	26.9%	2.0%	46.6%							
	○「健康への影響はない」の回答割合												
	喫煙の状況別					割合							
	紙巻きたばこを吸っている					9.1%							
	加熱式たばこを吸っている					3.8%							
	紙巻きたばこと加熱式たばこの両方を吸っている					30.0%							
	以前は吸っていたが今は吸っていない					3.2%							
もともと吸わない					1.8%								
					高 ↑ ↓ 低								
受動喫煙防止条例の認知度	<ul style="list-style-type: none"> 「条例があることを知っている（規制内容も知っている）人」は19.3%、「条例があることを知っている（規制内容は知らない）人」は44.9%であり、条例を認知している人の割合は合わせて64.2%となっている（前回調査から4.4ポイント減少）。 たばこを吸っている人の方が、吸っていない人より「条例があることを知っている」割合が高い。 												
	<table border="1"> <tr> <td>条例があることは知っており、規制内容も知っている。</td> <td>条例があることは知っているが、規制内容は知らない。</td> <td>条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている。</td> <td>条例があることも規制されていることも知らない。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ADD8E6;"></td> <td style="background-color: #FFD700;"></td> <td style="background-color: #9ACD32;"></td> <td style="background-color: #FFFFFF;"></td> </tr> </table>					条例があることは知っており、規制内容も知っている。	条例があることは知っているが、規制内容は知らない。	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている。	条例があることも規制されていることも知らない。				
	条例があることは知っており、規制内容も知っている。	条例があることは知っているが、規制内容は知らない。	条例があることは知らないが、何らかの規制があることは知っている。	条例があることも規制されていることも知らない。									
	○「条例があることを知っている」の回答割合												
	喫煙の状況別					割合							
	紙巻きたばこを吸っている					70.4%							
	加熱式たばこを吸っている					77.0%							
	紙巻きたばこと加熱式たばこの両方を吸っている					90.0%							
以前は吸っていたが今は吸っていない					61.6%								
もともと吸わない					64.6%								
					高 ↑ ↓ 低								

項目	概要																									
喫煙環境表示の参考度	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店を選ぶ時に喫煙環境表示を「参考にする人」は71.1%であり、「参考にしない人」は5.6%に留まっている。 ・たばこを吸っていない人の方が、吸っている人より「表示されていることを知らない」割合が高い。 																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>する</th> <th>しない</th> <th>表示されていることを知らない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>喫煙環境表示を参考にするか</td> <td>71.1%</td> <td>5.6%</td> <td>23.4%</td> </tr> </tbody> </table>						項目	する	しない	表示されていることを知らない	喫煙環境表示を参考にするか	71.1%	5.6%	23.4%												
	項目	する	しない	表示されていることを知らない																						
	喫煙環境表示を参考にするか	71.1%	5.6%	23.4%																						
○「表示されていることを知らない」の回答割合																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>喫煙の状況別</th> <th>割合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙巻きたばこを吸っている</td> <td>11.4%</td> <td rowspan="3">低 ↑</td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこを吸っている</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>紙巻きたばこと加熱式たばこの両方を吸っている</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>以前は吸っていたが今は吸っていない</td> <td>25.6%</td> <td rowspan="2">↓ 高</td> </tr> <tr> <td>もともと吸わない</td> <td>23.3%</td> </tr> </tbody> </table>						喫煙の状況別	割合		紙巻きたばこを吸っている	11.4%	低 ↑	加熱式たばこを吸っている	7.7%	紙巻きたばこと加熱式たばこの両方を吸っている	10.0%	以前は吸っていたが今は吸っていない	25.6%	↓ 高	もともと吸わない	23.3%						
喫煙の状況別	割合																									
紙巻きたばこを吸っている	11.4%	低 ↑																								
加熱式たばこを吸っている	7.7%																									
紙巻きたばこと加熱式たばこの両方を吸っている	10.0%																									
以前は吸っていたが今は吸っていない	25.6%	↓ 高																								
もともと吸わない	23.3%																									
たばこによる健康被害等の教育の履修状況	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこによる健康被害や受動喫煙防止に関する教育を「受けたことがある」は17.5%と「受けたことはない」(68.7%)を下回っているが、年代別では年代が若い程「受けたことがある人」の割合は高くなっており、10・20代では84.8%となっている。 																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>全体</th> <th>10・20代</th> <th>30代</th> <th>40代</th> <th>50代</th> <th>60代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受けたことがある</td> <td>17.5%</td> <td>84.8%</td> <td>45.1%</td> <td>32.3%</td> <td>16.1%</td> <td>6.5%</td> </tr> </tbody> </table>						項目	全体	10・20代	30代	40代	50代	60代	受けたことがある	17.5%	84.8%	45.1%	32.3%	16.1%	6.5%						
項目	全体	10・20代	30代	40代	50代	60代																				
受けたことがある	17.5%	84.8%	45.1%	32.3%	16.1%	6.5%																				
今後県に期待する受動喫煙対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発」(68.0%)が最も高く、次いで、「20歳未満の者への喫煙防止教育」(57.1%)、「屋外(施設や店舗入口付近、路上など)での受動喫煙対策強化」(54.9%)、となっている。 																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>R5 (%)</th> <th>R2 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発</td> <td>68.0%</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td>20歳未満の者への喫煙防止教育</td> <td>57.1%</td> <td>47.2%</td> </tr> <tr> <td>屋外(施設や店舗入口付近、路上など)での受動喫煙対策強化</td> <td>54.9%</td> <td>49.0%</td> </tr> <tr> <td>条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化</td> <td>46.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>たばこをやめたい人への禁煙サポート</td> <td>46.1%</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>公共喫煙所の整備</td> <td>38.3%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						対策項目	R5 (%)	R2 (%)	受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発	68.0%	57.0%	20歳未満の者への喫煙防止教育	57.1%	47.2%	屋外(施設や店舗入口付近、路上など)での受動喫煙対策強化	54.9%	49.0%	条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化	46.5%		たばこをやめたい人への禁煙サポート	46.1%	41.6%	公共喫煙所の整備	38.3%
対策項目	R5 (%)	R2 (%)																								
受動喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及啓発	68.0%	57.0%																								
20歳未満の者への喫煙防止教育	57.1%	47.2%																								
屋外(施設や店舗入口付近、路上など)での受動喫煙対策強化	54.9%	49.0%																								
条例違反者や施設に対する指導・罰則等の強化	46.5%																									
たばこをやめたい人への禁煙サポート	46.1%	41.6%																								
公共喫煙所の整備	38.3%																									

令和5年度「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査（施設調査）実施結果（概要）

I 調査内容

- 1 目的等 条例別表に掲げる規制対象施設を中心とした124,928施設・店舗に、条例の認知度や受動喫煙対策・遵守の状況等を確認し、今後の受動喫煙対策の方向性を検討する。
- 2 調査期間 令和5年10月から11月（前回：令和3年2月から3月）
- 3 回収結果 回収数：8,023施設（回収率：50.9%）（前回：回収率45.1%）

条例の対象となる施設区分	対象施設数 (※1)	配布数 (A)	全数調査	回収数 (B)	回収率 (B/A)	前回調査 回収率	前回から の増減
幼小中高校等	2,376	2,376	※2	1,152	48.5%	57.8%	-9.3%
保育所	1,284	421		349	82.9%	70.2%	+12.7%
大学等	271	271	○	153	56.5%	43.1%	+13.4%
医療機関等	7,939	1,496		1,028	68.7%	63.1%	+5.6%
介護医療院等	191	191	○	128	67.6%	67.6%	-0.6%
薬局	2,729	467		355	76.0%	72.2%	+3.8%
官公庁舎	224	224	○	148	66.1%	62.9%	+3.2%
国家公務	183	183	○	111	60.7%	55.9%	+4.8%
地方公務	41	41	○	37	90.2%	90.2%	0.0%
児童福祉等	1,403	671		397	59.2%	45.0%	+14.2%
公共交通機関	75	75	○	38	50.7%	57.9%	-7.2%
商業施設	60,470	3,912		1,708	43.7%	30.6%	+13.1%
物品販売	47,969	1,225		696	56.8%	31.1%	+25.7%
金融機関	2,993	1,212		416	34.3%	28.1%	+6.2%
理・美容所	9,292	1,259		505	40.1%	29.3%	+10.8%
公衆浴場	192	192	○	78	40.6%	43.4%	-2.8%
映画館	24	24	○	13	54.2%	50.0%	+4.2%
宿泊施設	1,393	907		451	49.7%	33.2%	+16.5%
飲食店	22,051	1,334		454	34.0%	28.3%	+5.7%
図書館等	249	249	○	159	63.9%	75.8%	-11.9%
観覧場・公園等	1,170	1,010		472	46.7%	46.5%	+0.2%
観覧場・運動施設	1,047	887		423	47.7%	38.9%	+8.8%
動物園・公園等	123	123	○	49	39.8%	92.8%	-53.0%
遊技場	491	491	○	157	32.0%	35.7%	-3.7%
ゲームセンター	90	90	○	20	22.2%	23.7%	-1.5%
パチンコ・麻雀	401	401	○	137	34.2%	38.2%	-4.0%
社会福祉	6,038	658		438	66.6%	54.9%	+11.7%
製造業	16,574	1,010		436	43.2%	37.2%	+6.0%
合計	124,928	15,763		8,023	50.9%	45.1%	+5.8%

※1 対象施設数はR3経済センサス等をもとに算出

※2 幼・小・中・高校等は、各教育委員会を通じた調査による

II 調査結果の概要

1 条例の認知度

- ・回答施設全体では「(規制内容も含めて) 条例を知っている」70.4%、「(条例は知っているが) 規制内容を初めて知った」は18.7%となり、認知している割合は合わせて89.2%であった。(前回調査93.2%より4.0ポイント減少)
- ・施設別では、「(規制内容も含めて) 条例を知っている」と回答した割合は、官公庁舎(地方)94.6%が最も多く、次いで幼小中高校等93.4%、介護医療院等90.6%、パチンコ・麻雀88.3%となっている。
- ・「(条例は知っているが) 規制内容を初めて知った」と回答した割合は、薬局が33.2%と最も多く、次いで物品販売業が29.5%、理・美容所が29.3%となっている。
- ・「(条例を) 初めて知った」と回答した割合については、理・美容所が24.2%、物品販売業が23.9%、製造業23.4%となっており、全平均(10.3%)よりも10ポイント以上高くなっている。

施設	知っている ①	規制内容を 初めて知った②	初めて 知った	無回答	今回調査 ①+②	前回調査	前回から の増減
幼小中高校等	93.4%	6.6%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
保育所	81.0%	11.2%	6.9%	0.9%	92.2%	95.4%	-3.2%
大学等	88.2%	9.2%	2.0%	0.7%	97.4%	99.2%	-1.8%
医療機関等	73.4%	15.4%	10.5%	0.7%	88.8%	92.6%	-3.8%
介護医療院等	90.6%	7.0%	1.6%	0.8%	97.6%	99.2%	-1.6%
薬局	54.4%	33.2%	12.4%	0.0%	87.6%	92.4%	-4.8%
官公庁舎	89.9%	5.4%	4.7%	0.0%	95.3%	98.4%	-3.1%
国家公務	88.3%	5.4%	6.3%	0.0%	93.7%	97.8%	-4.1%
地方公務	94.6%	5.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
児童福祉等	72.5%	16.4%	11.1%	0.0%	88.9%	93.5%	-4.6%
公共交通機関	73.7%	18.4%	5.3%	2.6%	92.1%	95.5%	-3.4%
商業施設	55.0%	24.9%	19.5%	0.6%	79.9%	86.6%	-6.7%
物品販売	46.0%	29.5%	23.9%	0.7%	75.4%	82.7%	-7.3%
金融機関	75.2%	14.4%	10.1%	0.2%	89.7%	93.6%	-3.9%
理・美容所	45.9%	29.3%	24.2%	0.6%	75.2%	83.2%	-8.0%
公衆浴場	80.8%	15.4%	3.8%	0.0%	96.2%	97.6%	-1.4%
映画館	84.6%	7.7%	0.0%	7.7%	92.3%	100.0%	-7.7%
宿泊施設	69.2%	22.6%	7.8%	0.4%	91.8%	91.3%	+0.5%
飲食店	63.4%	26.9%	7.3%	2.4%	90.3%	94.3%	-4.0%
図書館等	79.9%	16.4%	3.8%	0.0%	96.2%	96.9%	-0.7%
観覧場・公園等	75.2%	18.4%	6.1%	0.2%	93.6%	97.5%	-3.9%
観覧場・運動施設	74.2%	19.1%	6.4%	0.2%	93.4%	98.1%	-4.7%
動物園・公園等	83.7%	12.2%	4.1%	0.0%	95.9%	96.1%	-0.2%
遊技場	87.3%	7.0%	5.1%	0.6%	94.3%	87.5%	+6.8%
ゲームセンター	80.0%	5.0%	15.0%	0.0%	85.0%	100.0%	-15.0%
パチンコ・麻雀	88.3%	7.3%	3.6%	0.7%	95.6%	85.7%	+9.9%
社会福祉	64.4%	24.7%	11.0%	0.0%	89.0%	92.5%	-3.5%
製造業	47.0%	29.1%	23.4%	0.5%	76.1%	80.6%	-4.5%
合 計	70.4%	18.7%	10.3%	0.5%	89.2%	93.2%	-4.0%
前回調査	76.8%	16.4%	6.1%	0.7%	93.2%	—	—

2-1 施設の喫煙環境

- ・回答施設全体では、「建物内・敷地内禁煙かつ敷地周囲まで禁煙」が28.1%、「敷地内・建物内禁煙」が38.8%、「建物内禁煙（屋外喫煙有）」が20.3%、「建物内禁煙（喫煙専用室有）」が6.0%であり、9割以上が建物内禁煙以上の対策を実施している。
- ・介護医療院等、官公庁舎（地方）、映画館、ゲームセンターでは100%、大学等、図書館等、観覧場・公園等、公共交通機関等では90%以上、条例の規制が守られている（公的な施設の遵守率が高い）。
- ・大学等の27.0%（前回30.3%）、官公庁舎の44.6%（前回58.3%）、観覧場・公園等の42.4%（前回44.9%）が、「当分の間」認められている屋外喫煙場所を設置している。

施設	建物内・敷地内禁煙かつ敷地周囲まで禁煙	敷地内・建物内禁煙	建物内禁煙 屋外喫煙場所 有	建物内禁煙 喫煙専用 室有	受動喫煙 対策無し	無回答	条例遵守 施設割合 ※表網掛け 部分	(前回調査時) 条例遵守施設 割合	
幼小中高校等	73.2%	26.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	73.2%	81.0%	-7.8%
保育所	40.0%	56.8%	0.3%	0.9%	2.0%	0.0%	40.0%	43.0%	-3.0%
大学等	25.0%	46.7%	27.0%	0.7%	0.7%	0.0%	98.7%	99.2%	-0.5%
医療機関等	32.9%	61.2%	3.2%	1.0%	1.4%	0.4%	32.9%	32.1%	+0.8%
介護医療院等	22.7%	45.3%	32.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	99.2%	+0.8%
薬局	29.3%	60.8%	3.1%	0.3%	5.6%	0.8%	93.2%	94.4%	-1.2%
官公庁舎	10.8%	41.2%	44.6%	2.7%	0.7%	0.0%	96.6%	100.0%	-3.4%
国家公務	11.7%	48.6%	35.1%	3.6%	0.9%	0.0%	95.5%	100.0%	-4.5%
地方公務	8.1%	18.9%	73.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
児童福祉等	36.3%	53.4%	7.1%	0.5%	2.8%	0.0%	36.3%	35.9%	+0.4%
公共交通機関	5.3%	42.1%	34.2%	10.5%	7.9%	0.0%	92.1%	93.1%	-1.0%
商業施設	15.2%	38.0%	24.1%	6.6%	13.8%	2.3%	83.8%	85.0%	-1.2%
物品販売	15.2%	33.3%	26.7%	5.0%	18.4%	1.3%	80.3%	83.4%	-3.1%
金融機関	19.0%	41.8%	23.8%	12.5%	2.4%	0.5%	97.1%	97.1%	0.0%
理・美容所	12.7%	42.8%	18.4%	1.6%	19.4%	5.1%	75.4%	74.6%	0.8%
公衆浴場	9.0%	25.6%	41.0%	20.5%	0.0%	3.8%	96.2%	100.0%	-3.8%
映画館	23.1%	53.8%	7.7%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
宿泊施設	3.3%	10.2%	49.3%	26.9%	8.0%	2.2%	89.8%	87.4%	+2.4%
図書館等	17.6%	57.2%	24.5%	0.0%	0.0%	0.6%	99.4%	98.8%	+0.6%
観覧場・公園等	14.2%	33.5%	42.4%	8.5%	0.6%	0.8%	98.5%	96.9%	+1.6%
観覧場・運動施設	13.5%	32.4%	43.3%	9.5%	0.5%	0.9%	98.6%	96.9%	+1.7%
動物園・公園等	20.4%	42.9%	34.7%	0.0%	2.0%	0.0%	98.0%	97.1%	+0.9%
遊技場	3.2%	8.3%	17.8%	56.7%	10.8%	3.2%	86.0%	83.7%	+2.3%
ゲームセンター	20.0%	30.0%	10.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
パチンコ・麻雀	0.7%	5.1%	19.0%	59.1%	12.4%	3.6%	83.9%	82.0%	+1.9%
社会福祉	14.6%	33.3%	44.1%	3.7%	4.1%	0.2%	95.7%	95.0%	+0.7%
製造業	8.3%	14.0%	47.6%	12.2%	17.2%	0.7%	82.1%	79.6%	+2.5%
合計	28.1%	38.8%	20.3%	6.0%	5.8%	0.9%	74.3%	—	—
前回調査	31.9%	36.2%	19.8%	6.0%	5.0%	1.1%	—	—	—

※濃い色がけ部分は条例に準じた対策（「当分の間」の措置を除く）、薄い色がけ部分は「当分の間」の措置。

2-2 地域別の喫煙環境の条例遵守状況

- ・条例を遵守している施設の割合については、前頁「2-1 施設の喫煙環境」の「条例遵守施設割合」のとおりであり、全施設を合計した割合は74.3%である。それを地域別に集計したところ、中播磨地域が81.5%で最も高く、次いで丹波地域79.7%、但馬地域79.5%、淡路地域79.1%、神戸地域78.7%、西播磨地域76.6%となっており、ここまでが平均を上回っている。
- ・逆に、平均を下回ったのは、阪神北地域70.8%、東播磨地域70.8%、阪神南地域69.2%、北播磨地域68.2%となっている。

施設	神戸地域	阪神南地域	阪神北地域	東播磨地域	北播磨地域	中播磨地域	西播磨地域	但馬地域	丹波地域	淡路地域
幼小中高校等	100.0%	55.8%	60.4%	34.0%	40.5%	95.3%	83.5%	44.8%	—	98.2%
保育所	40.3%	41.2%	38.5%	43.3%	28.6%	34.0%	38.9%	62.5%	0.0%	50.0%
大学等	97.3%	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
医療機関等	34.2%	36.1%	37.3%	30.2%	21.6%	34.0%	29.8%	32.1%	36.8%	12.8%
介護医療院等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
薬局	89.4%	97.2%	95.1%	95.1%	80.0%	96.9%	83.3%	100.0%	100.0%	84.6%
官公庁舎	93.0%	93.3%	100.0%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国家公務	92.9%	91.7%	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地方公務	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
児童福祉等	37.9%	30.9%	27.5%	50.0%	25.0%	33.3%	35.0%	33.3%	25.0%	33.3%
公共交通機関	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%	85.7%
商業施設	86.4%	86.1%	83.6%	80.1%	81.4%	88.0%	76.6%	79.5%	79.1%	86.1%
物品販売	80.2%	85.1%	81.3%	79.3%	79.3%	88.0%	75.0%	78.2%	71.4%	68.8%
金融機関	98.2%	96.9%	100.0%	96.2%	100.0%	96.8%	92.6%	93.8%	100.0%	100.0%
理・美容所	82.3%	80.3%	75.0%	66.2%	67.7%	75.8%	64.9%	62.5%	82.4%	100.0%
公衆浴場	92.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
映画館	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	—	—	—
宿泊施設	86.4%	68.4%	93.3%	87.5%	90.9%	97.1%	100.0%	92.0%	93.3%	85.7%
図書館等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%
観覧場・公園等	98.1%	97.3%	100.0%	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%
観覧場・運動施設	97.8%	97.2%	100.0%	100.0%	97.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.3%
動物園・公園等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
遊技場	87.8%	73.7%	91.7%	79.2%	88.9%	96.2%	100.0%	100.0%	33.3%	66.7%
ゲームセンター	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
パチンコ・麻雀	86.7%	70.6%	90.9%	73.7%	87.5%	95.2%	100.0%	100.0%	33.3%	66.7%
社会福祉	93.5%	92.0%	100.0%	98.5%	95.0%	97.6%	96.3%	100.0%	100.0%	92.3%
製造業	90.0%	80.0%	84.8%	90.0%	70.6%	77.8%	74.3%	77.4%	90.0%	68.8%
合計	78.7%	69.2%	70.8%	70.8%	68.2%	81.5%	76.6%	79.5%	79.7%	79.1%

※色がけは各施設の合計値より20ポイント以上差があるもの。

○飲食店

- ・飲食店では、93.0%（前回 91.7%）が何らかの受動喫煙対策を実施している。対策の内訳は、「敷地内・建物内禁煙」が40.5%（前回 31.0%）、「建物内禁煙（屋外喫煙所あり）」が23.1%（前回 25.6%）、「建物内禁煙（喫煙専用室あり）」が5.1%（前回 3.3%）、「建物内の一部を喫煙可」が5.1%（前回 7.5%）、「建物内の全部を喫煙可」としている割合は19.2%（前回 24.3%）であった。
- ・既存小規模飲食店については、当分の間、喫煙可能室が認められているため、93.0%と高い遵守率となったが、「建物内の一部又は全部を喫煙可」を除くと遵守率は68.7%（前回 59.9%）となる。

建物内・敷地内禁煙	建物内禁煙 屋外喫煙所 有	喫煙専用室 有	建物内 一部喫煙可	建物内 全面喫煙可	受動喫煙 対策無し	無回答	条例遵守施設 割合 表網掛け部分	(前回調査時) 条例遵守施設 割合
40.5%	23.1%	5.1%	5.1%	19.2%	5.3%	1.8%	93.0%	91.7% +1.3%

- ・飲食店について、客席面積が100㎡以下の施設が90.9%（前回 93.2%）。従業員数が4名以下の施設が65.4%（前回 72.3%）（従業員のいない施設は34.1%（前回 40.7%））となっている。

①飲食店の種別

和食の料理店	8.1%
洋食の料理店	8.4%
中華料理（ラーメン）店	3.7%
一般食堂	5.7%
ファミリーレストラン	1.8%
ファストフード店	2.6%
喫茶・カフェ	22.5%
そば・うどん店	5.1%
すし店	2.6%
料亭	0.0%
居酒屋	12.3%
バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブ	6.8%
カレー専門店	1.3%
焼肉やお好み焼きなど鉄板焼きの店	11.9%
その他	7.0%
無回答	0.0%

②客層

成人男性	11.2%
成人女性	7.3%
成人男女混成	68.9%
子どもを含む家族	11.7%
20歳未満の方	0.4%
無回答	0.4%

③「子供を含む家族」、「20歳未満の方」がメインの飲食店の喫煙環境 ※（ ）内は前回

建物内・敷地内を禁煙	47.3% (50.8)
建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある	40.0% (39.3)
建物内に喫煙専用室がある	9.1% (3.3)
建物内の一部で喫煙可能(条例の特例措置)	1.8% (6.6)
建物内の全部で喫煙可能(条例の特例措置)	0.0% (0.0)
受動喫煙対策をしていない	1.8% (0.0)
無回答	0.0% (0.0)

④客席面積

30㎡（約16畳）未満	42.7%
30㎡～50㎡（約27畳）未満	29.7%
50㎡～100㎡（約54畳）以下	18.5%
100㎡超	6.8%
無回答	2.2%

⑤従業員数

10名以上	18.7%
5名以上10名未満	14.5%
1名以上4名以下	31.3%
0名（本人もしくは家族のみ）	34.1%
無回答	1.3%

⑥客席面積別喫煙環境 ※（ ）内は前回

客席面積別喫煙環境	30㎡ 未満	30～50㎡ 未満	50～100㎡ 以下	100㎡ 超
建物内・敷地内を禁煙	37.6% (26.4)	38.5% (30.4)	52.4% (34.9)	35.5% (48.1)
建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある	13.9% (16.9)	29.6% (31.7)	27.4% (27.9)	41.9% (44.4)
建物内に喫煙専用室がある	1.5% (2.5)	5.2% (1.9)	10.7% (8.1)	9.7% (3.7)
建物内の一部を喫煙可能(条例の特例措置)	4.1% (8.0)	5.9% (8.7)	6.0% (7.0)	6.5% (0.0)
建物内の全部を喫煙可能(条例の特例措置)	31.4% (35.3)	16.3% (19.9)	1.2% (16.3)	3.2% (0.0)
受動喫煙対策をしていない	8.2% (2.5)	3.7% (0.6)	2.4% (0.0)	3.2% (0.0)
無回答	3.1% (8.5)	0.7% (6.8)	0.0% (5.8)	0.0% (3.7)

⑦従業員数別喫煙環境 ※（ ）内は前回

従業員数別喫煙環境	10名 以上	5名以上 10名未満	1名以上 4名以下	0人
建物内・敷地内を禁煙	51.8% (50.7)	47.0% (39.3)	34.5% (22.4)	37.4% (26.5)
建物内禁煙だが、屋外に喫煙場所がある	27.1% (31.5)	25.8% (26.8)	27.5% (32.2)	16.1% (18.4)
建物内に喫煙専用室がある	11.8% (8.2)	7.6% (3.6)	2.8% (0.7)	2.6% (3.6)
建物内の一部で喫煙可能(条例の特例措置)	4.7% (2.7)	9.1% (7.1)	3.5% (9.9)	5.2% (7.7)
建物内の全部で喫煙可能(条例の特例措置)	3.5% (4.1)	10.6% (19.6)	23.2% (26.3)	27.1% (32.1)
受動喫煙対策をしていない	0.0% (0.0)	0.0% (0.0)	7.0% (1.3)	9.0% (2.0)
無回答	1.2% (2.7)	0.0% (3.6)	1.4% (7.2)	2.6% (9.7)

⑧特例措置終了後の対策見込み

「建物内の一部又は全面で喫煙可」の飲食店に質問。
Q 今後、仮に「喫煙専用室有」以上の対策が義務化された場合どうする見込みか。

建物内・敷地内禁煙	建物内禁煙 屋外喫煙所 有	喫煙 専用室有	わから ない	無回答
12.7%	15.5%	8.2%	51.8%	11.8%

3 建物内・敷地内禁煙とした理由

- ・回答施設全体では、「条例施行による」と回答した割合が23.2%と最も高く、次いで「施設方針のため」が16.9%、「利用者の健康のため」が15.1%、「従業員のため」が13.6%となっている。
- ・回答別で見ると、「条例施行による」としている割合は、動物・公園等が51.9%と最も高く、次いで官公庁舎（国家）が46.8%、幼小中高校等が44.7%となっている。
- ・「利用者要望」を最も多く答えたのはパチンコ・麻雀13.6%、「従業員のため」と最も多く答えたのは製造業28.7%となっている。

施設	条例施行による	施設方針	時代の流れ	利用者要望	イメージアップのため	利用者の健康のため	従業員のため	理由無し	子ども・妊婦の利用施設だから	コロナ対策	近隣からの苦情対策	その他・無回答
幼小中高校等	44.7%	4.0%	1.0%	0.5%	0.1%	15.7%	15.7%	0.3%	17.6%	0.0%	0.0%	0.5%
保育所	17.1%	20.3%	5.6%	0.9%	3.3%	14.7%	10.7%	0.6%	25.1%	0.2%	0.3%	1.2%
大学等	25.8%	29.2%	6.8%	1.7%	2.5%	14.4%	6.4%	0.4%	6.8%	0.0%	2.5%	3.4%
医療機関等	15.8%	21.5%	11.5%	0.9%	4.1%	17.6%	14.1%	1.2%	9.4%	1.0%	0.3%	2.6%
介護医療院等	30.5%	29.5%	10.0%	1.6%	4.7%	10.0%	9.5%	0.0%	0.5%	1.1%	1.6%	1.1%
薬局	11.3%	21.1%	10.8%	1.1%	5.4%	20.1%	12.4%	1.6%	13.0%	0.6%	0.2%	2.4%
官公庁舎	46.1%	30.5%	3.9%	0.0%	0.0%	7.8%	5.5%	0.0%	2.3%	0.8%	0.8%	5.1%
国家公務	46.8%	33.0%	4.6%	0.0%	0.0%	6.4%	4.6%	0.0%	0.9%	0.0%	0.9%	5.5%
地方公務	42.1%	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%	10.5%	0.0%	10.5%	5.3%	0.0%	4.2%
児童福祉等	20.1%	20.2%	6.6%	0.9%	3.9%	12.8%	11.0%	0.5%	21.3%	0.6%	0.4%	1.8%
公共交通機関	26.1%	17.4%	10.9%	6.5%	4.3%	13.0%	8.7%	0.0%	4.3%	2.2%	0.0%	6.5%
商業施設	15.3%	15.2%	16.4%	3.3%	5.7%	13.3%	17.0%	2.8%	6.0%	1.1%	0.3%	3.7%
物品販売	11.5%	14.0%	19.0%	2.3%	5.7%	14.2%	19.8%	3.6%	5.4%	1.2%	0.3%	3.1%
金融機関	24.3%	27.3%	12.3%	1.9%	2.8%	11.0%	12.7%	0.6%	1.3%	0.4%	0.6%	4.7%
理・美容所	12.0%	7.9%	17.2%	5.2%	7.2%	14.0%	18.3%	3.8%	9.4%	1.1%	0.0%	3.9%
公衆浴場	21.8%	12.6%	13.8%	4.6%	8.0%	13.8%	10.3%	0.0%	12.6%	1.2%	0.0%	1.1%
映画館	16.7%	22.2%	11.1%	5.6%	11.1%	11.1%	5.6%	5.6%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%
宿泊施設	22.2%	16.5%	12.7%	3.8%	7.6%	13.3%	9.5%	1.3%	5.7%	3.2%	0.6%	3.8%
飲食店	22.4%	9.5%	13.9%	4.4%	7.5%	12.1%	13.3%	0.8%	8.7%	2.4%	1.6%	3.4%
図書館等	28.1%	27.3%	10.0%	1.2%	4.8%	10.0%	4.4%	0.4%	8.4%	1.2%	0.4%	3.6%
観覧場・公園等	25.7%	24.4%	10.1%	2.7%	5.6%	14.3%	8.3%	0.4%	6.0%	0.2%	0.0%	2.2%
観覧場・運動施設	22.1%	24.7%	10.4%	2.8%	5.9%	15.5%	9.2%	0.5%	6.4%	0.3%	0.0%	2.3%
動物園・公園等	51.9%	22.2%	7.4%	1.9%	3.7%	5.6%	1.9%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	1.9%
遊技場	25.7%	17.1%	11.4%	8.6%	2.9%	11.4%	5.7%	2.9%	8.6%	0.0%	0.0%	5.8%
ゲームセンター	15.4%	30.8%	7.7%	0.0%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	23.1%	0.0%	0.0%	7.7%
パチンコ・麻雀	31.8%	9.1%	13.6%	13.6%	0.0%	13.6%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%
社会福祉	17.9%	26.3%	11.7%	1.3%	4.4%	13.8%	14.0%	1.7%	2.5%	1.9%	1.5%	3.3%
製造業	6.2%	8.4%	16.9%	5.6%	2.2%	14.0%	28.7%	7.9%	1.7%	1.1%	0.6%	6.7%
合計	23.2%	16.9%	9.4%	1.6%	3.8%	15.1%	13.6%	1.2%	11.7%	0.8%	2.4%	2.4%
前回調査	23.2%	14.9%	8.1%	1.3%	3.1%	16.1%	11.3%	0.8%	15.2%	0.5%	2.7%	2.7%

※色がけは各項目の合計値より10ポイント以上差があるもの。

その他の主な回答：喫煙者がいない33、施設基準のため33、テナントオーナー・管理会社等の方針32、火事を危惧16、たばこ・たばこの臭いが嫌い15等

4 喫煙場所を残した理由または受動喫煙対策をしていない理由

- ・回答施設全体では、「喫煙者要望による」と回答した割合が 20.5%と最も高く、次いで「条例で認められている」と「喫煙室・場所が設けられない」が9.8%で並んでいる。
- ・回答別で見ると、「喫煙者要望による」と回答した割合は、介護医療院等が 34.3%と最も高く、次いで官公庁舎（国家）が 32.8%、観覧場・運動施設が 28.5%となっている。
- ・「利用者減少懸念」と回答した割合は、映画館が 40.0%と最も高く、次いでパチンコ・麻雀が 21.0%、飲食店が 13.7%となっている。

施設	喫煙者要望	集客のため	利用者減少懸念	従業員が喫煙者	条例で認められている	非喫煙者要望	敷地外喫煙対策	知らない	条例を	現在対策で十分	喫煙室・場所の予算がない	喫煙室・場所が設けられない	その他・無回答
幼小中高校等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保育所	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	62.5%
大学等	27.8%	3.3%	2.2%	6.7%	7.8%	6.7%	24.4%	0.0%	6.7%	3.3%	6.7%	4.4%	4.4%
医療機関等	14.0%	1.2%	0.0%	7.0%	7.0%	3.5%	8.1%	11.6%	9.3%	2.3%	8.1%	28.0%	28.0%
介護医療院等	34.3%	3.0%	0.0%	16.4%	19.4%	7.5%	3.0%	0.0%	9.0%	1.5%	1.5%	4.5%	4.5%
薬局	8.7%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	2.2%	6.5%	15.2%	19.6%	8.7%	21.7%	15.2%	15.2%
官公庁舎	29.4%	0.9%	0.9%	7.3%	19.3%	5.5%	12.8%	0.0%	7.3%	3.7%	3.7%	9.2%	9.2%
国家公務	32.8%	0.0%	0.0%	10.3%	22.4%	1.7%	6.9%	0.0%	10.3%	3.4%	3.4%	8.6%	8.6%
地方公務	25.5%	2.0%	2.0%	3.9%	15.7%	9.8%	19.6%	0.0%	3.9%	3.9%	3.9%	9.8%	9.8%
児童福祉等	24.6%	1.6%	0.6%	9.8%	3.3%	4.9%	1.6%	3.3%	13.1%	9.8%	3.3%	24.6%	24.6%
公共交通機関	27.8%	0.0%	0.0%	13.9%	13.9%	8.3%	11.1%	2.8%	8.3%	0.0%	2.8%	11.1%	11.1%
商業施設	18.9%	2.7%	3.2%	12.4%	4.9%	7.8%	4.4%	3.7%	11.4%	6.4%	12.0%	12.1%	12.1%
物品販売	17.5%	3.4%	2.4%	14.3%	5.0%	6.7%	3.0%	5.6%	13.2%	5.8%	9.9%	13.2%	13.2%
金融機関	24.7%	0.9%	0.4%	19.4%	5.3%	9.3%	7.9%	0.9%	6.2%	3.1%	10.1%	11.9%	11.9%
理・美容所	16.1%	1.7%	4.0%	8.0%	3.4%	7.8%	2.9%	3.7%	11.2%	9.2%	18.7%	13.3%	13.3%
公衆浴場	24.0%	6.7%	8.7%	2.9%	7.7%	10.6%	9.6%	0.0%	13.5%	7.7%	4.8%	3.9%	3.9%
映画館	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
宿泊施設	26.5%	5.8%	6.6%	3.9%	10.1%	7.1%	4.6%	0.8%	9.2%	9.9%	10.8%	4.8%	4.8%
飲食店	20.2%	7.4%	13.7%	5.6%	9.8%	3.5%	4.0%	1.7%	10.1%	8.4%	12.4%	3.4%	3.4%
図書館等	24.6%	0.0%	1.8%	5.3%	12.3%	1.8%	15.8%	0.0%	12.3%	7.0%	7.0%	12.3%	12.3%
観覧場・公園等	28.1%	5.2%	9.2%	4.3%	14.6%	7.9%	6.2%	0.6%	8.6%	5.8%	5.8%	3.6%	3.6%
観覧場・運動施設	28.5%	5.3%	9.5%	4.4%	15.3%	8.6%	5.8%	0.7%	8.6%	5.3%	4.6%	3.5%	3.5%
動物園・公園等	23.5%	2.9%	5.9%	2.9%	5.9%	0.0%	11.8%	0.0%	8.8%	11.8%	20.6%	5.9%	5.9%
遊技場	17.1%	11.7%	20.4%	3.6%	16.5%	2.7%	5.7%	0.3%	6.9%	4.5%	5.1%	5.4%	5.4%
ゲームセンター	11.1%	11.1%	11.1%	5.6%	27.8%	5.6%	11.1%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%
パチンコ・麻雀	17.5%	11.7%	21.0%	3.5%	15.9%	2.5%	5.4%	0.3%	7.0%	4.8%	5.4%	5.1%	5.1%
社会福祉	27.4%	0.7%	2.4%	14.3%	6.8%	6.8%	4.1%	1.7%	9.2%	9.0%	11.4%	6.3%	6.3%
製造業	2.9%	19.7%	1.6%	0.7%	13.1%	7.3%	10.4%	1.8%	4.2%	11.7%	9.1%	17.5%	17.5%
合計	20.5%	6.2%	6.2%	7.2%	9.8%	6.3%	6.0%	2.2%	9.1%	7.6%	9.8%	9.0%	9.0%
前回調査	21.3%	4.0%	6.6%	7.4%	11.0%	6.6%	5.1%	2.1%	8.6%	7.7%	9.9%	9.6%	9.6%

※色がけは各項目の合計値より 10 ポイント以上差があるもの。

その他の回答：喫煙者がいない 104、テナントオーナー・管理会社の方針 40、火事を危惧 10、
 ばい捨て対策 9 等

5 喫煙環境表示及び灰皿設置の状況

- ・建物出入口付近の喫煙環境表示については、回答施設全体では「表示している」と回答した割合は、官公庁舎（地方）が86.5%と最も高い。次いで、パチンコ・麻雀が82.5%、動物園・公園等が79.6%となっており、平均では45.8%となっている。（前回調査54.4%より8.6ポイント減少）
- ・飲食店は喫煙環境表示が義務付けられているものの、割合としては、69.2%にとどまっている。（前回調査77.8%より8.6ポイント減少）
- ・条例で禁止されている建物出入口等の灰皿設置について、「設置している」と回答した割合は、宿泊施設の35.5%が最も高く、次いで公衆浴場が33.3%、パチンコ・麻雀が27.7%となっており、全体では9.9%となっている。（前回調査14.2%より4.3ポイント減少）

施設	建物出入口付近の喫煙環境表示			建物出入口等の灰皿設置		
	表示している	表示していない	無回答	設置している	設置していない	無回答
幼小中高校等	67.4%	32.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
保育所	24.2%	75.5%	0.3%	0.9%	99.1%	0.0%
大学等	54.9%	43.1%	2.0%	4.6%	93.5%	2.0%
医療機関等	49.6%	50.2%	0.2%	2.5%	96.8%	0.7%
介護医療院等	53.1%	46.9%	0.0%	1.7%	97.9%	0.4%
薬局	33.0%	66.8%	0.3%	1.7%	97.5%	0.8%
官公庁舎	74.4%	25.7%	0.0%	2.0%	98.0%	0.0%
国家公務	70.3%	29.7%	0.0%	1.8%	98.2%	0.0%
地方公務	86.5%	13.5%	0.0%	2.7%	97.3%	0.0%
児童福祉等	19.4%	79.3%	1.3%	1.3%	98.7%	0.9%
公共交通機関	57.9%	42.1%	0.0%	7.9%	92.1%	0.0%
商業施設	28.5%	68.7%	2.8%	14.9%	83.8%	1.3%
物品販売	24.0%	73.7%	2.3%	16.7%	82.2%	1.1%
金融機関	28.4%	68.8%	2.9%	7.9%	91.8%	0.2%
理・美容所	27.6%	69.2%	3.2%	15.9%	81.7%	2.4%
公衆浴場	71.8%	25.6%	2.6%	33.3%	65.4%	1.3%
映画館	53.8%	38.5%	7.7%	0.0%	100.0%	0.0%
宿泊施設	57.6%	41.7%	0.7%	35.5%	63.4%	1.1%
飲食店	69.2%	27.5%	3.3%	18.9%	75.3%	5.7%
図書館等	55.3%	44.7%	0.0%	2.5%	96.2%	1.3%
観覧場・公園等	66.7%	32.4%	0.8%	14.0%	85.2%	0.8%
観覧場・運動施設	65.2%	33.8%	0.9%	14.2%	84.9%	0.9%
動物園・公園等	79.6%	20.4%	0.0%	12.2%	87.8%	0.0%
遊技場	80.9%	17.2%	1.9%	26.8%	72.0%	1.3%
ゲームセンター	70.0%	30.0%	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%
パチンコ・麻雀	82.5%	15.3%	2.2%	27.7%	70.8%	1.5%
社会福祉	26.7%	73.1%	0.2%	7.3%	92.0%	0.7%
製造業	26.1%	72.7%	1.1%	24.3%	75.0%	0.7%
合計	45.8%	53.1%	1.1%	9.9%	89.1%	1.0%
前回調査	54.4%	44.5%	1.1%	14.2%	84.3%	1.5%

※飲食店は喫煙環境表示が義務づけられている。飲食店以外の施設は、建物内に喫煙場所を設ける場合のみ、出入口に喫煙環境を表示することが義務づけられており、その他表示を行う際は、施設管理者の判断による（例：医療機関等が「禁煙」表示を行うことなど）。

6 今後の受動喫煙対策に期待すること

- ・回答施設全体では、「受動喫煙による健康影響の啓発」と回答した割合が 22.2%と最も高く、次いで「20歳未満への教育」が 15.0%、「禁煙サポート」が 12.2%となっており、前回調査からその順番は変わっていない。
- ・「公共喫煙所の整備」を今回調査から選択肢に追加したところ、遊技場、飲食店及び商業施設等で割合が高くなっている。

施設	受動喫煙による健康影響の啓発	禁煙サポート	20歳未満への教育	妊婦へ教育	相談体制整備	助言・費用等支援	指導・罰則等強化	屋外(入口付近、路上等)の対策強化	私的空間(ベランダ、庭等)対策強化	規制は最小限	公共喫煙所の整備	その他・無回答
幼小中高校等	38.8%	3.7%	42.3%	1.1%	0.7%	2.7%	4.0%	4.9%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
保育所	21.5%	10.5%	15.2%	13.3%	4.1%	3.5%	5.9%	11.1%	5.4%	1.0%	7.1%	1.4%
大学等	22.5%	13.5%	15.3%	2.7%	4.9%	8.1%	6.1%	13.3%	3.1%	0.7%	8.1%	1.1%
医療機関等	20.9%	14.2%	11.2%	8.4%	5.7%	5.5%	7.2%	11.4%	5.2%	1.0%	7.4%	1.9%
介護医療院等	21.9%	19.8%	9.3%	5.4%	4.2%	9.3%	4.5%	10.5%	3.3%	1.2%	8.4%	2.1%
薬局	19.3%	16.9%	11.9%	6.4%	6.0%	5.5%	7.6%	10.5%	5.6%	0.4%	8.5%	1.4%
官公庁舎	21.1%	13.9%	9.4%	5.5%	3.9%	7.8%	6.6%	11.9%	4.4%	0.8%	11.6%	3.0%
国家公務	23.6%	12.8%	7.4%	4.1%	2.9%	5.0%	8.3%	12.4%	4.1%	0.8%	14.5%	4.2%
地方公務	16.0%	16.0%	13.4%	8.4%	5.9%	13.4%	3.4%	10.9%	5.0%	0.8%	5.9%	0.8%
児童福祉等	23.5%	12.7%	14.7%	8.6%	4.1%	5.1%	4.7%	11.7%	4.7%	0.7%	7.7%	1.8%
公共交通機関	16.7%	16.7%	7.4%	5.6%	3.7%	12.0%	7.4%	8.3%	3.7%	3.7%	13.9%	0.9%
商業施設	19.1%	12.9%	11.3%	6.5%	3.4%	6.1%	6.3%	11.1%	5.5%	1.6%	12.8%	3.4%
物品販売	20.0%	12.6%	12.1%	6.3%	3.5%	5.9%	6.4%	11.0%	5.0%	1.8%	12.6%	2.7%
金融機関	20.4%	15.3%	8.9%	4.5%	3.3%	8.0%	6.8%	12.0%	4.4%	0.6%	13.7%	2.0%
理・美容所	16.9%	11.6%	12.0%	8.4%	3.5%	4.9%	5.6%	10.7%	7.0%	1.9%	12.4%	5.1%
公衆浴場	20.1%	12.7%	10.6%	4.8%	2.6%	8.5%	6.3%	11.1%	3.7%	2.6%	12.7%	4.2%
映画館	14.8%	14.8%	7.4%	0.0%	3.7%	3.7%	7.4%	14.8%	11.1%	3.7%	14.8%	3.7%
宿泊施設	19.5%	10.2%	11.1%	6.6%	3.2%	12.8%	5.2%	9.0%	3.3%	3.4%	12.8%	3.0%
飲食店	16.9%	9.8%	12.1%	6.0%	3.6%	7.3%	6.0%	10.6%	5.0%	3.4%	14.6%	4.6%
図書館等	23.6%	13.1%	10.5%	4.1%	2.8%	10.0%	5.4%	13.8%	1.8%	1.0%	11.0%	2.8%
観覧場・公園等	20.0%	12.2%	9.4%	5.1%	3.5%	10.3%	7.4%	10.6%	4.9%	1.8%	12.3%	2.6%
観覧場・運動施設	19.9%	12.2%	9.4%	5.1%	3.4%	10.2%	7.2%	10.8%	4.9%	1.9%	12.2%	2.8%
動物園・公園等	20.8%	12.0%	9.6%	4.8%	4.8%	11.2%	9.6%	8.8%	4.8%	0.8%	12.8%	0.0%
遊技場	13.2%	9.1%	10.1%	5.4%	2.3%	15.5%	7.0%	10.1%	4.4%	2.8%	16.1%	3.8%
ゲームセンター	11.6%	2.3%	7.0%	2.3%	0.0%	11.6%	14.0%	20.9%	11.6%	2.3%	11.6%	4.7%
パチンコ・麻雀	13.4%	9.9%	10.5%	5.8%	2.6%	16.0%	6.1%	8.7%	3.5%	2.9%	16.6%	3.8%
社会福祉	20.8%	16.8%	8.7%	5.0%	4.3%	9.9%	4.4%	9.5%	5.6%	1.8%	12.2%	1.0%
製造業	18.8%	15.4%	9.5%	5.4%	3.2%	7.4%	6.4%	10.3%	5.2%	2.7%	12.8%	2.8%
合計	22.2%	12.2%	15.0%	6.2%	3.7%	6.7%	6.0%	10.2%	4.4%	1.4%	9.6%	2.3%
前回調査	25.6%	15.3%	16.4%	—	4.8%	7.1%	10.4%	11.4%	4.3%	1.5%	—	3.1%

※色がけは各項目の合計値より 10 ポイント以上差があるもの。

その他回答：たばこの販売禁止 46、吸いがらのポイ捨て対策 38、たばこの値上げ（増税含む）20 等

第4次検討委員会 検討の方向性と今後の検討スケジュールについて

1 検討の方向性（案）

令和7年度に厚生労働省が予定する改正健康増進法の見直し検討の方向性を踏まえて、条例の見直しも含め、2カ年にわたり、今後の受動喫煙防止対策のあり方について検討、議論する。

◎改正健康増進法 附則第8条

政府は、この法律の施行後5年を経過（令和7年4月1日）した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【上記の（案）とする理由1】

改正法の見直し内容を踏まえずに、令和6年度に先行して条例を見直し、条例改正した場合、以下の事態の発生が懸念されるため。

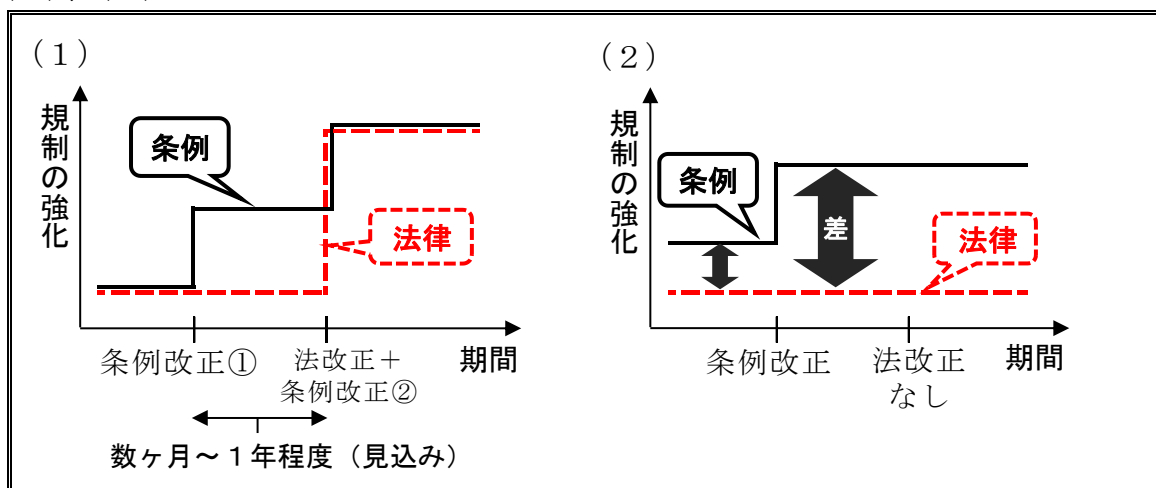
- (1) 条例改正による規制強化後、短期間（概ね数ヶ月から1年程度の見込み）で改正法改正によりさらに規制強化される場合。

- ア 短期間で規制内容が変更されることになり、施設管理者への負担が大きい。
 イ 施設管理者や県民への周知啓発内容が短期間で変更されることになり、混乱を招くとともに、啓発費用が増加する。
 ウ 藤原久義（当検討委員会前委員長）らの研究によると、ACS（急性心筋梗塞等）減少効果は、規制導入初年度における、規制に対する県民の認知度・徹底度によって決まるため、短期間で規制内容が変更されると、その減少効果を享受できない可能性がある。

- (2) 現行の条例でも改正法より進んだ規制になっているが、条例改正によりさらに規制強化した場合で、その後に法改正がなされない場合。

- ア 条例と法律との規制の差が顕著になり、兵庫県のみ突出して厳しい規制を課すことに対して、施設管理者等の理解を得ることが困難。

- (1)、(2) のイメージ



【上記の（案）とする理由2】

条例の見直しを伴わない内容について検討する場合、以下のことが懸念されるため。

(1) 前回（第3次）検討委員会時のような、条例の見直しを伴わない喫緊で新たな論点が、現在のところ特段見当たらないため、有意義な検討や結果報告をすることが困難な見込み。

(参考：前回（第3次）の主な論点 ※条例の見直しを伴わないもの抜粋)

- ① コロナ禍における受動喫煙対策
- ② 妊婦の受動喫煙等に関する対策
- ③ 精神病床を有する病院等における屋外喫煙区域の取扱
- ④ 兵庫県本庁舎の受動喫煙対策

(2) 仮に、条例の見直しを伴わない範囲内で検討し、報告書を提出して検討委員会が終了した場合でも、その後予定されている改正法の見直しに伴って条例の見直しについて検討することになる。つまり、短期間（概ね数ヶ月から1年程度）のちに次期検討委員会を改めて設置、開催することになるため、合理的ではない。

※ただし、その間、以下の取組みについて検討することができる。

- (1) 改正健康増進法の見直しの方向性を踏まえることで、全国統一的な方針を見据えた上で、今後の兵庫県独自の受動喫煙防止対策も含めた議論ができる。
- (2) 条例の見直しを伴う対策と伴わない対策を分断することなく、受動喫煙防止対策について一体的かつ効率的に議論ができる。

2 今後の検討スケジュール（案）

年度	時期	内 容	厚労省の 検討(仮)
R5	R6.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の概要 ・ 条例改正後の受動喫煙防止対策等 ・ 県民モニター調査の結果報告 ・ 規制対象施設実態調査の結果報告 ・ 検討の方向性と今後の検討スケジュール 	
R6	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制対象施設実態調査の結果報告（多角的分析結果報告） ・ 見直しに向けた主な論点と方向性（第1回検討委員会、多角的分析結果報告等を踏まえて） 等 	 改正健康増進法の 見直し検討
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚労省における法改正の検討状況 ・ それを踏まえた条例見直しの方向性 ・ 今後の検討スケジュール 等 	
R7	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚労省における法改正の検討状況 ・ 関係団体からの意見聴取 ・ 条例見直し内容の検討 等 	
	R8.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚労省における法改正の検討状況 ・ 条例見直し内容の検討 ・ 検討委員会報告書の内容検討 等 	
	R8.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会報告書の提出 	
R8		(必要に応じて) 条例改正、周知啓発、改正条例施行 等	